

2019年6月24日

高等教育キーパーソン各位

地域科学KKJセミナーニュース 521

改正私学法のインパクト—

大学ガバナンス深化と業務・教学監査の新展開

～ 法人の責務／理事・監事の職務と責任／法人の情報公開 ～
ご参画・ご派遣のお願い

私立学校法の15年振りの大改正は、5年前の学校教育法改正とセットで、私立大学（学校）の経営・ガバナンスに大きなインパクトとなります。今次の改正私学法の詳解と対応については、7月2日（火）開催「改正私学法の要点とガバナンスの深化策」セミナーで、多角的に論展いただきます。

本セミナーでは、「業務・教学監査」の「活性化と新展開」の視座から「大学ガバナンス深化」にアプローチいたします。何よりも、理事・監事、理事長・学長の各位におかれて、「職務と責任」を一人ひとりの“個人”としての見識と責務を鋭く問われる状況といえましょう。

本年3月末に、今次の改正私学法の趣旨を先行的に反映した、高等裁判所の判例が出ております。理事会において、「理事長解任の緊急動議を提出し、理事長としての適格性に欠ける旨の理由説明を行った」理事に対する、前理事長からの「名誉毀損損害賠償請求」についての事案です。理事の発言は、「理事としての正当な業務行為であり、不法行為を構成しない」との判断を示し、理事の主張を全面的に認める判決となっています。同判決の全文は当該学校法人のHPにて公表されています。

さて、本セミナーの第1講の西野 芳夫氏（関東学院大学名誉教授）は、長年、同大学の常務理事として経営実務を担うとともに、私大連経営委員長や大学監査協会企画委員長を歴任し、現在、「私学経営のあり方研究会」を主宰しておられます。私大協や監査協等のガバナンス・コードの策定状況を踏まえながら、改正私学法の法人経営へのインパクト及び対応方策について、ホットに論展いただきます。

第2講の早野 潔氏（成蹊学園学園長付主幹）には、内部監査室長の経験を踏まえ、私立学校の経営と監査をめぐる環境変化、理事長・理事を支える内部監査室と監事監査の協働、教学監査の実質化、その効率と実効性を高めるための方策について論展いただきます。

第3講の上田 寛氏（立命館専務理事）からは、常勤監事としての体験を踏まえ、学校法人ガバナンスの複雑さ、学校教育法改正、改正私立学校法による理事会・評議員会・監事の職務と責任の明確化の要点、立命館における事例について論展いただくとともに、今後に残された課題とその解決方向について提言を賜われます。